広島県告示第二百三十九号

大臣から受けた。 九条の規定によって、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県郡安芸太田町(国有林。次の図に示す部分に限る。

一 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

─ 主伐に係る伐採種は、定めない。

 $(\underline{})$ 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

林保全及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を広島県農林水産局森